

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇主要6か国首脳会議開催

日本、米国、英国、西ドイツ、フランスおよびイタリアの首相・大統領(蔵相および外相が随行)は11月15日～17日の3日間、パリ郊外ランブイエ城において主要6か国首脳会議を開催し、世界経済の問題点について協議した。本会議の議題は、①景気、②通貨、③貿易、④エネルギー、⑤一次産品・南北問題、⑥東西貿易の6項目に分けられ、それぞれ①西ドイツ、②フランス、③日本、④米国、⑤英国、⑥イタリアの首相・大統領が基調演説を行った後、各国が意見を交換するという形で議事が進められた。6か国首脳は会議終了後、概要以下のような共同宣言を発表した。

1. 当面最も緊急の課題は、景気回復を確保し失業を減少させることである。その際大切なのは、景気回復を妨げるおそれのあるインフレの再燃を防ぐことであり、目標はあくまでも安定的かつ持続的な経済成長でなければならない。
2. 各国の景気回復と世界経済拡大のために、貿易量を再び増大させることが必要である。保護貿易主義を求める声が強まりつつある現在各国がOECDの貿易制限自粛宣言を遵守することが重要であり、また関税引下げ、非関税障壁の除去などに関する新しい交渉(いわゆるガットの東京ラウンド)を77年中に終結させるよう提案する。そのほか緊張緩和推進との兼ね合いからも、社会主義国との経済関係拡充が求められる。
3. 国際金融問題に関しては、いっそうの安定化を図るよう努めることが望まれるが、そのためには経済状態そのものの安定が必要であり、同時に各国通貨当局は為替市場の混乱および相場著しい変動を防ぐために努力を払うものとする。この点で、国際通貨制度改革が推進すべき安定的体制の必要性(the need for stability that the reform of the international monetary system must promote)について米仏両国の見解が接近したことは満足すべきものである。これにより次回IMF暫定委員会において諸問題に関する合意が促進されることとなる。
4. 工業国の経済成長と発展途上国のそれとは相互依存関係にあり、発展途上国の経済成長がその膨大な国際収支赤字によって制約されていることは、工業国にとって

も重大な問題である。そのため発展途上国の輸出所得安定化等の具体策を早急に採る必要がある。

5. 世界経済の拡大は、安定的に利用可能なエネルギー資源量の増大にかかっている。このため、消費の節約と代替エネルギー資源の開発に努め、輸入エネルギーに対する依存度を引き下げ、さらに産油国、消費国間の国際協力を推進して、世界的なエネルギー需給の均衡と調和のとれた着実な発展に努める。この点で12月16日開催予定の国際経済協力会議(注)の成果に期待する。

6. これらすべての問題に関し、既存の国際制度・機構のもとでいっそう協調を促進することを決議する。

(注) 石油をはじめとする資源および経済開発等の問題について、先進国、産油国、非産油発展途上国が討議するもの。

### ◇OPEC、途上国援助基金の設立を決定

OPEC(石油輸出国機構)は、11月18日、ウィーン蔵相会議において、石油価格高騰で深刻な打撃を受けた発展途上国の国際収支赤字を補てんすることなどを目的とした、「途上国援助基金」を設立する旨決定した。同基金の概要等は次のとおり。

- (1) 資金きょ出方法…OPEC加盟13か国が原油1パーレル販売することに10セントをきょ出する。
- (2) 資金規模…10億ドル
- (3) 融資方法…無利子長期貸付(期間、審査基準等詳細については未定)

なお、同基金の活動開始は、来年1月末をめどとしており、そのための実施細目などについては、来年1月中旬に開催される予定のOPEC金融専門家会議で検討され、同月下旬の蔵相会議で決定される模様。

## 米州諸国

### ◇米国連邦準備制度理事会、貯蓄預金勘定の開設対象範囲を拡大

米国連邦準備制度理事会は、レギュレーションDおよびQを改訂し、11月10日以降加盟銀行が貯蓄預金勘定をこれまで認められていなかった営利団体に対しても150千ドルを限度に開設することを認めることとした(10月2日発表)。

本措置は金融市場での有利な余資運用手段を持たない中小企業に対し、その余資を利子付きの貯蓄預金で運用する機会を与えることがおもなねらいとなっており、従来貯蓄貸付組合などの貯蓄金融機関において上記扱いが認められていたこととの均衡を図ろうとするものであ

る。なお、マサチューセッツおよびニューハンプシャー両州で許可されているNOW勘定の開設対象は引き続き個人、非営利団体に限定される。

#### ◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

米国議会は11月13日、11月15日に期限到来の国庫債務臨時限度額(1,770億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を明年3月15日までの期限付きで1,950億ドルに引き上げる(この結果、債務限度額全体では5,950億ドル)法案を可決した。

#### ◇米国、国産原油の価格規制を再延長

フォード大統領は11月14日、翌15日で期限切れとなる「緊急石油割当法」(1973年5月成立)をさらに1ヵ月延長(新期限12月15日まで)する法案に署名した。なお「緊急石油割当法」は本年8月末にいったん期限切れとなったが、11月15日まで暫定的に延長する法案が9月29日に成立していた(10月号「要録」参照)。

#### ◇米国、銀行に対する外国為替ポジション等の報告内容を修正

財務省は、米国銀行などから特定の外国通貨に関する為替ポジション等の報告徴求を実施(昨年10月16日発表、49年11月号「要録」参照)していたが、9月30日この報告内容につき、「計数の信頼度を高め、かつ銀行監督当局による利用上の便宜を図る観点から修正を行い、週別報告については10月26日、月別報告については11月分から実施する」と発表した。おもな修正点は次のとおり。

- (1) 流動資産・負債とその他の資産・負債の区分は、銀行が慣行上かかる区分をしておらず、計数徴求が困難であるため廃止する。
- (2) 危険資産に対する脆弱性(risk exposure)を監督当局が調査する必要上、対外資産等の満期構成を新たに報告義務に加える。
- (3) 現地居住者に対する現地通貨建資産・負債、銀行以外の顧客に対するネット・スポット・ポジション等については報告義務を免除されていたが、銀行ポジションの実勢を正確につかむ必要上これを報告義務に加える。

## 欧 州 諸 国

#### ◇英国政府、製造産業再建のための長期計画策定方針発表および国家企業公社の設立

1. 英国政府は11月5日、国民経済発展審議会(National

Economic Development Council)において『新産業戦略への接近(An Approach to Industrial Strategy)』と題し、英国の製造業再建のための長期(5年以上)計画を政府、産業界、労働界が共同して策定するよう提唱した。

この基本的な考え方は、「英国の製造業の業績は国際的な比較において著しく劣っている。これは同産業における積年の過少投資、経営の失敗、不安定な労使関係等に起因するものであり、今やこうした過去の反省に立って産業の再建に取り組むことが最も重要な政策目標」というものである。提言の具体的内容は次のとおり。

- (1) 業種別に業績、競争力、発展可能性等の観点から検討を加え、新たに戦略目標に沿った産業分類(注)を行う(76年完成をめど)。
- (2) これに基づき各産業の生産性向上に資する長期計画を策定する。

(注) 次の3段階に分類する。

1. 過去の業績などに照らして今後も業績向上が期待しうるもの。
2. 上記1.に該当しないが、適当な措置を採ることにより業績向上の余地が見込まれるもの。
3. 他の産業に大きな影響を与えるもの。

2. なお、本年1月に議会で提出されていた「新産業法案(Industry Bill)」(3月号「要録」参照)は11月12日女王裁可を得て成立し、政府は11月20日国家企業公社(National Enterprise Board)を正式に発足させた。上記新産業戦略においても「国家企業公社および計画協定の両制度は、今後産業政策問題に取り組んでゆく際の重要な武器となるものである」とされている。

#### ◇英国、BL社、労使合議機関の設置を決定

1. 英国の自動車メーカーBritish Leyland社は10月下旬(乗用車部門は10月28日、バス・トラック部門は同30日)、経営上の諸問題につき労使間で意見交換を行う場として、部門レベル(divisional level)、中間レベル(intermediate level)および工場レベル(plant level)の3段階に労使合議機関を11月末までに設置すると発表した。本件は同社の再建策を取りまとめたライダー報告(5月号「要録」参照)において、「労使関係の改善によって生産性向上を図るため、企業の経営計画策定に労働者が参画しうよう労使合同会議等の機会を設けるべきである」と提言されていたことに基づき、労使間で合意したものである。

2. 労使合議機関の概要は次のとおり。

- (1) 各工場および中間部門に合同経営委員会(joint management committee)を設け、これを統轄する合同経営評議会(joint management council)を乗用車(car

division)およびバス・トラック(bus and truck division)の両部門に設置する。

- (2) 評議会における労使代表は同数(バス・トラック部門の場合は9名ずつ)とし、議長は managing director が務める。
- (3) 工場レベルの委員会は毎月、その他は四半期ごとに会合を開く。
- (4) 協議内容は、生産・投資および資金繰り等計画を巡る経営上の諸問題とするが、賃金や労働条件に関するものは除外される。この協議結果は取締役会に報告される。
- (5) 本制度の運営に関しては毎年見直しを行う。

3. なお、労働者代表の取締役会参加に関しては、上記ライダー報告が「労働者重役(worker-director)制度の導入については、政府の施策を持つべきである」と指摘していたことから、今回合意にも盛り込まれなかったとされている。

#### ◇英国政府、産業投資補助制度の拡充と建設業向け緊急助成策実施

1. 英国政府は11月5日、現行の産業投資補助制度の適用条件を緩和するとともに、新たに補助金を200万ポンド増額する旨を発表した。本制度に関しては、9月に雇用促進対策の一環として適用条件の緩和等が行われた(10月号「要録」参照)ばかりであるが、産業省は「英国経済にとって本来有益なものにもかかわらず、本制度の適用条件を満していないことにより実現されない投資計画が少なくないため、今回の措置を実施することとした」旨説明している。

2. 緩和された条件は次のとおり。

- (1) 投資計画の内容  
「生産設備の拡大」ないしは「既存設備の近代化」(従来は前者のみ)。
- (2) 投資額の制限  
「運転資金を含めて50万ポンドを超える」もの(従来は1百万ポンド以上くしかも運転資金は含まず)。
- (3) 実施時期の制限  
投資計画は76年9月末までに実施に移すこと(従来は76年3月末)。

3. なお英国政府は10月31日、雇用促進対策に関連してとくに失業急増を招いている(失業者全体の約2割を占める)建設業に対する緊急助成策を発表した。その内容は、公共住宅、医療・教育施設の改善等公共事業に320万ポンド追加支出するというもの(工事は76年度中に完成をめど)である。

#### ◇英国政府、選択的物価抑制措置の導入を発表

1. 英国政府は11月6日、明76年2月以降実施することを目標として選択的物価抑制措置(Selective Price Restraint Scheme)の具体的構想を明らかにした。本措置は、さる7月に発表された『インフレ防止白書(The Attack on Inflation)』(8月号「要録」参照)のなかで「政府は賃金抑制のめどがつきしだい家計支出に占める比重の大きい商品等の価格抑制策を実施する」とされていたものであり、政府はこれを合意に基づく自主的なものとする考えで、今後本件に関し産業界と協議していくとの方針が明らかにされた。

2. 構想の内容は次のとおり。

- (1) 実施期間は、76年2月から7月末までとする。
- (2) 適用対象品目は、産業界と協議して決定するが、その範囲には民間部門のみならず、公共部門をも含める(政府案では、小売物価指数構成項目のなかから77項目がリスト・アップされているといわれる)。
- (3) 価格引上げ限度は、実施期間中5%まで(年率10%)とする。ただし、原材料コスト上昇分の価格転嫁については例外扱いとしてこれを認める。
- (4) 対象品目の価格上昇を抑えるために必要に応じ対象外品目の価格引上げを認めることとし、新たに Price Code のなかで明記する。

#### ◇英国BP社の北海石油生産開始と英国石油公社の設置

1. 英国の国有企業 British Petroleum 社は11月3日、北海 Forties 油田と同社精油所(在スコットランド地方)間のパイプライン(全長約390km)開通式(女王およびウイルソン首相等主要閣僚が出席)を行い、本格的な生産態勢に入った。

北海石油はすでに、米国系企業が開発した Argyll 油田(英国領)からタンカーによって英国に輸送されている(初入着は6月18日)ほか、10月にはノルウェー領の Ekofisk 油田とイングランド東北海岸を結ぶパイプラインが開通、その輸送開始をみているが、英国企業による北海での本格的な石油生産はこれが初めてである。

BP社は、上記油田の生産見通しについて「年内は日産4～5万バレル程度であるが、77年までには日産40万バレル(現在の英国内消費量の約25%に相当)を予定している」旨明らかにした。

なお、ウイルソン首相は11月10日、ロンドン市長主催晩さん会の席上、「北海石油の埋蔵量は2,000億ポンドにもものぼり、1980年の産油量は英国内の消費を賅って余りあるものとなることから、英国の対外収支は強化されよう」との見通しを述べた。

2. 北海石油開発に関連して本年4月議会で提出されていた「石油および海底パイプライン法案(Petroleum and Submarine Pipelin Bill)」(5月号「要録」参照)は11月12日、女王裁可を得て成立した。これに伴い翌13日英国石油公社(British National Oil Coporation)が設置され、今後政府は同公社を通じて「北海石油開発会社の株式取得(政府の出資比率51%)を積極的に行う」(ベン・エネルギー相)方針を打ち出している。

#### ◇英国、IMF借入れを申請

1. 英国政府は11月7日、IMFに対して総額17億SDRの借入れ申請を行った旨発表した。借入れの内訳は次のとおり。

- (1) オイル・ファシリティ(75年度分)引出し—10億SDR(約575百万ポンド)。
- (2) ファースト・クレジット・トランシュ引出し—7億SDR(約400百万ポンド)。

2. 本措置に関しヒューリー蔵相は、11月10日の議会において、「この時点で借入れ申請を行ったのは、IMFにおいて75年度分オイル・ファシリティの未使用額の運用計画を策定する必要があったことによるものであり、来年初までの間に実際の借入れを行う予定はない」と説明している。

#### ◇西ドイツ経済専門委員会、年次経済報告を公表

1. 西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会(委員長クローテン教授<5人の学者により構成>)は11月24日、恒例の年次経済報告を政府に提出、公表した。

本報告の概要は次のとおりである。

##### (1) 景気の現状と見通し

イ. 西ドイツの景気はすでに底入れし、長い間待たれた景気上昇は目前に迫っている(in greifbare Nähe gerückt)。

ロ. 明年の景気回復テンポについては、輸出と設備投資の動向にかなり大きく左右されるとみられるため、経済見通しも3つのケースに分けて策定したが、最も実現性が高いとみられるのはケースIIである(次表参照)。これによれば、明年の景気回復テンポは当初緩慢である(上期実質GNP前年同期比+3.5%)ものの、漸次増勢を強め(下期同+5%)、76年の平均実質成長率は4.5%となろう。需要項目別にみると、①まず輸出(実質、以下同様)が世界景気の回復に支えられて、先進工業国向けを中心に7~8%の高い伸びを示すほか、②個人消費は3%増と本年比やや増勢を強め、③さらに固定資本形成

#### 西ドイツ経済専門委員会の景気見通し

(実質、前年比増減率・%)

	74年 実績	75年 実績 見込み	76年見通し		
			ケース I	ケース II	ケース III
G N P	+ 0.4	-3.5	+ 6	+ 4.5	+ 3
個人消費	+ 0.2	+2.0	+ 4	+ 3	+ 2
政府支出	+ 4.7	+2.5	+ 1.5	+ 1.5	+ 1.5
固定資本形成	- 8.1	-6.0	+ 8.5	+ 5.5	+ 3
輸出	+13.3	-9.0	+ 9	+ 7.5	+ 6
輸入	+ 4.8	+0.5	+11	+ 9	+ 6
雇用労働者数	- 3.2	-4.5	+ 1	0	- 0.5
非自営労働所得(名目)	+ 9.6	+4.0	+ 8	+ 7	+ 6.5
企業・財産所得(ク)	+ 1.1	+3.0	+17.5	+13.5	+ 9.5

も5.5%増(機械設備投資+6%、建設投資+4.5%)と3年ぶりに増加に転ずる見込みである。このためGNPベースの稼働率(実質GDP/生産能力)は2.5%ポイント上方上昇しよう(75年88.5%→76年92%)。

ハ. 雇用情勢については、失業率が76年の下期によりやく4%程度にまで減少すると予想されるものの、総じてみればなおはかばかしい改善は見込まれず、明年の平均失業者数は約100万人と、75年並みの高水準を続けよう。物価の騰勢は引き続き鈍化し、消費者物価上昇率(前年同期比)は75年下期の6%から76年末には4~4.5%程度となり、76年平均では5%と予測される。

ニ. 世界景気については、すでに米国が回復過程に入っているほか、日本、カナダも景気の底を離れつつあるため、76年の先進工業国の実質成長率は約5%(75年-2.5%)に回復し、世界貿易量の伸びも6%(75年-7%)に達する。この間、消費者物価の上昇率は7.5%(75年9%)と引き続き低下するが、雇用情勢の改善は進まず、また先進工業国の経常収支赤字が再び拡大する見通しである。

##### (2) 政策提言等

イ. 今次不況の最大の原因は、被雇用者所得の伸びが60年代以降、企業利潤のそれを上回ってきたため、企業の設備投資意欲が減退し、経済全体の活力が衰えてきたことにある。したがって今後、賃金上昇率をほどほどの水準に抑え、企業の所得分配率を相対的に高めていくことによって、設備投資を喚起しなければならない。差し当たり来年の賃上げ率は物価上昇率の範囲内にとどめるべきであろう。

ロ. 財政政策に関しても、上記観点から法人税の減税を行い、当面の総需要回復にもこれを役立てるべ

きである。しかし中期的には財政赤字幅を極力圧縮することが必要であり、歳出面での整理合理化(Konsolidierung)を実施するとともに、付加価値税率の引上げ等による歳入増加を図る必要がある。

ハ、ブンデスバンクは来年の中央銀行通貨量の目標増加率を設定、公表すべきである。その場合、インフレ的な景気拡大を避けるべく、同目標増加率を8%以下に抑えなければならない。増加率がこの範囲内に収まるならば来年度の財政赤字ファイナンスも、債券市場に大きな混乱をもたらすことなく行うことができよう。

2. 上記報告に対する反響をみると、官民ともに総じてこれを好意的に評価している。すなわち政府が「同報告は経済省の見方と全く一致している」(フリーデリクス経済相)としているほか、産業界・金融界もそれぞれ「ほどの水準に抑える中期貸金政策の確立こそ設備投資回復の大前提であるとの指摘は正しい」(ドイツ産業連盟)、あるいは「金融政策の課題が物価を安定させつつ景気回復を実現することにあるとしている点を歓迎する」(ドイツ銀行協会)等の談話を発表した。もっともアペル蔵相は同報告にある企業減税の提言に反対の意向を表明しており、この点フリーデリクス経済相と意見を異にしている。

#### ◇西ドイツ、外債の新規発行を再認可

西ドイツの中央資本市場委員会は10月29日、7月末以降停止していたドイツ・マルク建外債の新規発行を11月から再び認可する旨決定した。また国内長期債に関しても、8月以降行ってきたその発行停止勧告を今回は見合わせている。

#### ◇西ドイツ、7%ものおよび7.75%もの中期国債を発行

西ドイツ政府は11月28日、7%もの<(1)>および7.75%もの<(2)>中期国債(Kassenobligationen)をそれぞれ入札発行した。今回の発行は債券市場地合いの回復を待って、8月以来3か月ぶりに実施されたものである。応募状況は好調であり、発行額は合計16.5億マルクと結局本年最高額(2月5.8億マルク、4月10.6億マルク、8月4.4億マルク)となった。

本国債の発行条件等は次のとおり。

	(1)	(2)
発行額	608.6百万マルク	1,039.1百万マルク
表面金利	7%	7.75%
期間	3年	4年
発行価格(対額面金額比)	98.9%	99.0%

応募者利回り 7.42% 8.05%

#### ◇フランス、1975年度第4次補正予算案を閣議決定

1. フランス政府は11月12日、本年度第4次の補正予算案(第1次は本年4月、第2次は同6月、第3次は同9月にそれぞれ策定)を閣議決定した。本予算案は総額60億フランの歳出追加を予定するものであり、政府は閣議後に発表したコミュニケにおいて、「本予算案の目的は人件費増大等に伴う年度末の調整にある」旨コメントしている。

おもな内訳は次のとおり。

- (1) 教員増募(11千人)を中心とする教育関係支出増………15億フラン
- (2) 公務員給与引上げ(+2.1%、10月実施)および軍人恩給増額………12億フラン
- (3) 国鉄職員の賃金増額等(注)に伴う国鉄の資金繰り悪化に対する財政援助………15億フラン  
(注) 給与引上げ(+2%)および年末手当増額(職種により給与の3~5%分を上乗せ)。いずれも12月実施。
- (4) 軍事費増額………8億フラン

2. 上記歳出増加分のファイナンスは既往第1~3次補正予算の場合と同様、全額TB増発により行う方針とみられる。なお、今次措置に伴い本年度の財政赤字幅は、さる9月の景気対策措置発表当時の見通し(396億フラン)に比べさらに拡大し、456億フラン(本年GDP政府見通しの3.6%に相当)に達する見通しとされている。

#### ◇フランス銀行、貸出準備率高率適用制度の運用方針を決定

1. フランス銀行は12月3日、76年上期の貸出準備率高率適用制度の運用方針を以下のとおり決定した。

- (1) 各月末の基準貸出わくは、74年下期貸出残高をベース(100)として次のように定められる。

	76年/1月	2月	3月	4月	5月	6月
一般貸出						
大銀行	108	108	109	110	111	113
中小銀行等	113	113	114	115	116	117
短期輸出信用	125	126	128	130	132	134
消費関連貸出(注)	119	120	122	124	125	127
(参考) 75年12月末の基準貸出わく(ベースは上記と同)						
一般貸出………	112	(大銀行、中小銀行等とも)				
短期輸出信用………	124					
消費関連貸出………	118					

(注) 消費関連貸出規制の対象となっているのは、割賦販売金融

に特化した金融業者および銀行(les établissements financiers et les banques spécialisés dans le financement des ventes et achats à tempérament)のみである。その他の金融機関における消費者信用は一般貸出の中に含まれる。

(2) ベースとなる74年下期の貸出残高の算定方式、未使用わくの繰延べ使用、対象外貸出および罰則準備率適用方法等は従来どおり(1月号「要録」参照)。

2. 今次措置は、「インフレ再燃防止のため、明年のマナー・サプライ増加率を名目GDP伸び率(政府見通し+13.1%)並みにとどめる」(フルカード蔵相)との政府基本方針に沿って決定されたものであり、これに関連し政策当局は、「明年上期の信用量調節を引締めぎみに行う」としている。上記方針に対し銀行界の一部は、総貸出に占めるウエイトの高い大銀行向けの基準貸出わくが年率2%増(75年下期は同14%増、なお当局筋では75年12月の貸出実績を108程度と見込んでいる模様で実質的には約10%増に相当)にとどめられたことなどを理由に、「政策態度はかなり厳しい」との指摘を行う向きもあると伝えられる。しかしながら、①実態としてみると、大銀行等では75年下期の貸出伸悩みから6か月間繰越し使用が可能で未使用わくをかなり残していること、②政府としても、インフレ再燃を回避できる範囲では着実な景気回復を図りたいとしていること(ちなみに、現在景気回復を主導している個人消費ならびに今後けん引力が期待される輸出については、それぞれ年率18%増、20%増と厚めのわくを設定)などを勘案すると、引締め基調とはいっても現実には過度のマナー・サプライ増加を防止する警戒中立的なものとみられている。

なお、従来大銀行と同一であった中小銀行等の基準貸出わくが今回別建てとなりしかも大銀行比やや甘めに設定された点については、中小企業金融のいっそうの円滑化に配慮がなされたものとの受けとめ方が一般的である

#### ◇オランダ銀行、特別貸出しを实行

1. オランダ銀行は10月14日、法人税納期入りに伴う金融市場ひっ迫化(注)に対処するため市中銀行に対し短期の特別貸出(証券担保貸付、金利は市場実勢レート<なお公定歩合は4.5%>)を行う旨決定・発表し、10月29日と11月28日の再度にわたってこれを実施した。その要領は次のとおり。

	第1回目	第2回目
貸出総額	313百万ギルダー	1,097百万ギルダー
〃 金利	5%	5.25%
〃 期間	10月29～11月24日	11月28日～76年1月15日

(注) ちなみにオランダの短期金利は10月に入り急上昇を示している。

る。

	8月平均	9月	10月
コール・レート(翌日もの)	2.30%	1.20%	5.15%
TBレート(3ヵ月、市場レート)	2.92	2.62	4.28

2. なお同行は、市場需給を緩和するため上記措置のほか、10月以降、市中銀行に対し相当額のドル・スワップ(ドルの直買・先売<期間は1ヵ月程度>)を実施したと伝えられる。

#### ◇ベルギー、所得政策の導入等を決定

1. ベルギー政府は11月7日、賃金コスト・アップの抑制、若年労働者の雇用確保を図るため所得政策を含む一連の措置を盛り込んだ法案を閣議決定した。今次諸措置の概要は以下のとおり。

##### (1) 所得政策関係

##### イ. 賃金の物価スライド制の一部適用停止

76年1月1日～9月30日の間、月給40,000ベルギー・フランを超える給与所得者については、現行の賃金の物価スライド制適用を停止する(全給与所得者の約2割が本措置の適用対象となる)。

##### ロ. 一部非給与所得の凍結等

(イ) 75年決算にかかる役員賞与(支払いは76年)は、74年水準の75%以内とする。

(ロ) 76年中、株式配当を74年水準に凍結する。

(ハ) 76年中、家賃、政府僚僚の給与、自由業を営む者の報酬を凍結する(凍結水準は不詳)。

##### ハ. 労働協約更改の延期等

(イ) 75年11月1日以降に期限の到来する労働協約については、その有効期間を9か月間延長することとし、当該延長期間中、協約の更改は認めない。

(ロ) 75年11月1日以降、個別企業レベルの労使交渉(注1)により労働協約を補完する協定が新規に締結されたため労働コストが増大した場合には、企業会計上当該コスト増分の損金算入を認めず、今回新設される特別税(注2)の課税対象とする。

(注1) ベルギーでは、賃金等労働条件を定める労働協約は産業レベルにおいて、労使間で締結される。さらに、従業員150人以上の企業には労使代表により構成される企業経営協議会(Conseil d'entreprise)が設けられており、当該企業における労働協約の実施細則等の産業別協約を補完する協定がここで定められることになっている。

(注2) 本税の有効期間は11月1日から9か月間とし、税率は48%とする。

(イ) (イ)の規定に反して75年11月1日以降更改された労働協約は法的には無効とし、したがって当該協約に違反した企業も労働関係法規(注)の定める罰則適用を免れる。

(注) 1971年3月16日制定「労働に関する法律(Législation du

Travail)。

- (二) 75年11月1日以降、個別企業レベルの労使交渉において労組と労働条件の改善につき合意した企業に対しては、当該企業が労働コスト上昇を理由に製品価格上げを図るため物価凍結措置の適用対象除外扱いを申請しても、これを承認しない。また前記企業が経営難に陥った場合にも、政府系金融機関等を通じて援助を行うことはしない。
- (2) 若年労働者の雇用確保対策関係
- イ. 従業員を100人以上雇用している企業ならびに官公庁に対して、従業員100人につき1人の割合で30歳以下の若年労働者を見習い雇員として下記の条件により採用することを義務づける。
- (イ) 見習い期間が6ヵ月の場合は、当該期間中、本採用従業員の給料の75%相当額を支給する。
- (ロ) 見習い期間を最初の6ヵ月からさらに6ヵ月間延長した場合は、本採用従業員の給料の90%相当額を支給する。
- ロ. 高齢労働者の退職促進により若年労働者の雇用を確保するため、76年中にかぎり、特別措置として、従業員50人以上の民間企業に就業している労働者については次の条件で老齢年金受給資格年齢を引き下げる。
- (イ) 任意退職した62～64歳の男子労働者および58～59歳の女子労働者については、老齢年金受給資格を与える(定年退職<男子65歳、女子60歳>の場合には、従来同様退職と同時に当該資格を付与する)。
- (ロ) 当該労働者の退職に伴い、企業は30歳以下の若年労働者を補充採用しなければならない。
- ハ. 老齢年金受給資格の暫定的引下げに伴い生じてくる追加的要資を賄うため、次の方法により民間企業から資金を調達し共同きょ出基金(Fonds de Solidarité)を創設する。
- (イ) 76年中に計上した利益が72～74年の平均利益を10%以上超過した企業については、その超過分に対し法人税率(課税対象利益に応じて最低33%～最高48%)の10分の1の率で特別負担金を課する。
- (ロ) 特別税を創設する(詳細は前頁(注2)を参照)。
2. ベルギー経済は、本年8月下旬の第5次公定歩合引下げ後も依然不況局面を脱却できず、失業者数は若年労働者を中心に急増を続け本年10月末には208.9千人(9月末186.0千人)と60年代以降最高の水準に達した。この間物価動向をみると、本年5月以降物価凍結措置が実施されているにもかかわらず、消費者物価の月間上昇率は秋口以降再び騰勢を強めており(消費者物価月間上昇率、

第2四半期平均0.9%、第3四半期0.8%、9月0.9%、10月1.1%)また前年同期比上昇率も依然2けたを続けていること(第3四半期11.4%、10月11.2%)等から従来のような賃金の物価スライド制を継続した場合、賃金コストの増大ひいては企業の価格上げを招来するおそれがあるとみられている。今次措置も、ベルギー政府がこうした状況をながめて、物価抑制に重点をおきつつ若年労働者中心に雇用を確保していくために決定したものと一般には受けとめられている。

なお、本法案に対しては労使双方から反対の声が強く(労組側は上記賃金の物価スライド制停止に反対、経営者側は同スライド制停止範囲の拡大等を要求)、またこれを受けて議会審議も難航していると伝えられているため、法律成立までにはなお曲折が予想される。

#### ◇北欧理事会、北欧投資銀行設立を決定

1. 北欧理事会(Nordic Council)(注)は11月16日、北欧投資銀行の設立を決定した。

同銀行の概要は次のとおり。

- (1) 資本金……4億SDR
- (2) 各国出資比率……スウェーデン45%、デンマーク22%、ノルウェー・フィンランド各16%、アイスランド1%
- (3) 所在地……ヘルシンキ
- (4) 機能……北欧各国共通の利益となる投資計画に対する信用供与

2. なお北欧5か国は12月4日、協定に調印、今後、各国議会の批准を経て発表の予定。

(注) 1952年に設立された北欧諸国間の協力機構。加盟5か国(スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド<1955年加入>、アイスランド)の閣會議員および政府の代表者で構成され、年1回程度開議。協議内容は加盟国全体ないし一部に共通する問題に限られ、その決定は各国に対する勧告の性格を有する。

#### ◇スウェーデン中央銀行、金融緩和措置を実施

1. スウェーデン中央銀行は10月末、商業銀行に対する現金準備率の引下げ(5→2%)を11月7日から実施するとともに、流動性比率引上げ(34→36%<3大商業銀行の場合>、23→24%<郵便貯蓄銀行等の特殊金融機関の場合>)を行う旨発表した。

2. 本措置に関し同中央銀行は、「約30億クローネの資金解放が見込まれるがこれら資金は差し当って、貸出しではなく、流動資産保有増に充当されることをねらったもの」と説明しており、今後の国債発行順便に資するための措置と受けとめられている。

## ◇スウェーデン、一部業界に対する不況対策を実施

スウェーデン政府は10月28日、はき物および繊維両業界向けの不況対策として輸入抑制策の導入ならびに緊急救済措置の実施を発表した。

その概要は以下のとおり。

### 1. 輸入抑制策

- (1) 「はき物」については、11月5日以降、全地域に対する輸入割当制度を実施(注1)する。その割当量は当面、72年実績程度(注2)になるものとみられている。なお今回の措置について、フェルト商務大臣は、「国内需要落込みが激しいうえにこのところ輸入が急増しているため、産業保護の観点から導入・決定したものであり、ガットの規定にも抵触しない」との説明を行っている。

(注1) 本年、すでに韓国、台湾、マレーシアからのゴム長ぐつ輸入に關しては、個別的輸入抑制が実施されている。

(注2) 1972年の輸入割当量はゴムぐつ1,309千足、プラスチックぐつ3,459千足、革ぐつ1,167千足であった。

- (2) 「繊維製品」については、明76年1月1日以降新たに輸入ライセンス制度を導入、輸入動向を監視する(実施細目は不詳)。

### 2. 緊急救済措置……総額約2億クローネ。

- (1) 軍事防衛用、民間防衛用(注1)衣類の政府による買上げ(8,600万クローネ)。  
 (2) 経済防衛庁(注2)による繊維製品の追加備蓄(7,200万クローネ)。  
 (3) 医療用繊維製品在庫の拡大(3,000万クローネ)。  
 (4) 両業界の構造改善促進のための補助金支出(1,920万クローネ)。  
 (5) その他(960万クローネ)。

(注1) 民間防衛とは、民間防衛庁の指揮下、一般国民(男女とも16才から65才までの者は義務が課せられている)が組織する「人命の安全と救援確保のための制度。スウェーデンの総防衛のなかで、上記「軍事防衛」と並ぶ「経済防衛」の掌に当るのが経済防衛庁。

(注2) 輸送、食糧、サービス等の関連国内官庁を統一、調整する組織で、とくに平時国内官庁の管轄に含まれない事項の計画樹立の責を負う。

## ◇ノルウェー、商業銀行合併を表明

ノルウェーの Bergens Priuatbank と Bergens Kreditbank の2行は10月27日合併し、新たに Bergen Bank を設立した。新銀行の資産総額は約80億クローネで、Den Norske Creditbank(資産総額約90億クローネ)に次ぐノルウェー第2位の規模となる。

## ◇オーストリア、外人労働者の流入抑制措置を決定

オーストリア議会は11月19日、「外人労働者法」を可

決し、外人労働者(注)の流入を抑制することとした。

(注) 75年9月現在の外人労働者数は188千人(全労働者の7%)。

同法の骨子は次のとおり。

1. 外人労働者の雇用期限は1年以内とし、その間の職場の変更は認めない。
2. 外人労働者の雇用人数は労使の協議(各企業レベルおよび中央レベル)において決定される。
3. 外人労働者はその就職に際し、住宅等必要な生活要件をすでに自己努力により確保しておかねばならない。
4. 同法は76年1月1日より施行される。ただし76年中は、75年末までに労働許可を得た外人労働者に対しては、その適用を免除する。また同国に8年以上連続して働いている外人労働者には、同法の適用を2年間免除する。

## ◇スペイン政府、景気対策措置を実施

スペイン政府は11月央、概要以下の景気対策措置を実施する旨発表した。

- (1) 企業による大量解雇および生産停止等に伴う失業の増大を防止するため、企業向け減税を実施する(内容不詳)。  
 (2) 建設業界対策として、向こう3年間に1,000億ペセタを支出して住宅建設投資を行う。  
 (3) 賃上率は<生計費上昇率+3%>の範囲内にとどめる。

## ◇スペイン、ファン・カルロス国王即位

スペインでは11月22日、フランコ統領の死去(11月20日)に伴いファン・カルロス王子が同国国王に即位する旨の宣誓を行い、44年ぶりの王政復古(注)が実現した。

(注) 1931年4月、地方選挙において共和派が勝利を収めたことにより、当時の国王アルフォンソ13世(カルロス王子の祖父)が退位、亡命した結果、共和制が成立した。その後、右翼(王党派等)および左翼(虚無主義者、共産党等)間の対立激化により実質的に無政府状態化した。

しかし1936年初の総選挙において、人民戦線が勝利を得て以来、フランコ統領を中心とする軍部および右翼各派が武力ほう起し、同年7月から2年半余り内乱が続き、結局1939年8月、フランコ統領による独裁政権が成立した。

その後フランコ統領は、1947年の国民投票に基づき同国の王政復古の原則を決定していたが、当時の王位継承者であったドン・ファン(カルロス王子の父)は「進歩的すぎる」との理由からその王位就任を反対し、1969年7月ファン・カルロス王子をフランコ統領の後継者として指名していた。

## ◇スペイン議会、同国領サハラの新植民地化を決定

スペイン議会は11月18日、同国領サハラの新植民地化に関する法案を可決した。

同国領サハラの帰属問題は、1956年モロッコ独立当時



から懸案となっていたが、本年10月16日国際司法裁判所が「帰属が未定の地域」と裁定したことに伴いあらためて国際的緊張(モロッコの35万人大行進等)を高めるに至った。上記決定は、こうした状況にかんがみスペインとしての態度を決定、表明したものと一般に受けとめられている。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇第11回 SEANZA 総裁会議開催

第11回 SEANZA (South East Asia, New Zealand and Australia) 中央銀行総裁会議は、アジア・大洋州14か国の中央銀行の総裁または副総裁が出席して、11月10、11日の両日、テヘランで開催(日本銀行から前川副総裁出席)。同会議では、前回共同研修成果の検討、次回共同研修大綱の決定、地域内経済情勢に関する意見交換等が行われたほか、バングラデシュの新規加盟が承認された。

### ◇タイ、米ドル買いレートを小幅引上げ

タイ中央銀行は、11月19日、為替平衡基金が市中銀行から米ドルを買い入れる際のレートを、1米ドル=20.325バーツから20.375バーツに0.2%方引き上げた。

同国では、最近貿易収支の赤字幅が拡大(75年1~3月31百万ドル、同4~6月215百万ドル)しているほか、外国からの投資が減少、外貨準備は3月末(22億ドル)をピークに漸減しており(9月末19億ドル)、今回の措置は輸出および外資流入を促進することにより国際収支面の改善をねらったもの。なお、輸入物価上昇抑制等の見地から、売りレート(1米ドル=20.425バーツ)は据え置かれている。

### ◇インドネシア、欧米銀行グループから2回目の長期資金を借入れ

インドネシア中央銀行は、11月14日、Morgan Guaranty Trust 等欧米銀行グループ(47行)から425百万ドルの長期資金(返済期間5年、金利 LIBOR+1 3/4%)を借入れる(シンジケート・ローン)契約に調印した。同行は本年6月にも欧米および本邦銀行グループから総額575百万ドルを借入れており(10月号「要録」参照)、今回借入れも前回同様、プラタミナの経営危機に伴う対外債務返済肩代わりのためのものとみられている。

### ◇ビルマ、連邦銀行を分割

人民議会は10月末、ビルマ連邦銀行(Union of Burma Bank)の分割を内容とする銀行法案を可決した。その概

要は次のとおり。

#### 1. 新銀行組織

- (1) 新たにビルマ外国為替銀行、(Burmese Foreign Trade Bank)ビルマ農業銀行、(Burmese Agricultural Bank)ビルマ商業銀行を設立し、従来連邦銀行が一元的に行ってきた各種業務をそれぞれの銀行に移管する。
- (2) 今後、ビルマ連邦銀行は、中央銀行として発券業務のほか、上記各銀行の指導監督にあたる。

#### 2. 背景

これまでビルマ連邦銀行は、中央銀行業務に加えて、外国為替を含む通常の商業銀行業務を幅広く行ってきたが、63年の国有化以来、国有化に伴う事務処理の怠慢等の弊害が問題となっているほか、不振を続ける国内経済の再建も目下の急務となっている。

こうした点を背景として、同国政府は、銀行部門に営利性を導入し、各業務の責任分担を明確化することをねらって、今回の銀行制度改革に踏み切ったものとみられている。

### ◇スリランカ、外国系商業銀行業務の一部を人民銀行等に移管

スリランカのバンダラナイケ蔵相は、11月6日、76年度予算演説において、外国系商業銀行(注)の業務のうち輸出入およびプランテーションに関する銀行業務を、国営の人民銀行とセイロン銀行に移管する旨発表した。

今回の措置は、さる10月の農園国有化に続く同国(社会主義政権)国有化路線の一環とみられている。これが全面的に実施された場合、これまで輸出入関連業務により利益を得てきた外国系商業銀行の収益に及ぼす影響が懸念されている。

(注) 対象となるのは次の7行。

- 英国系(3行)…Chartered Bank, Grindlays Bank, 香港・上海銀行
- インド系(3行)…State Bank of India, Indian Bank, Indian Overseas Bank
- パキスタン系(1行)…Habib Bank of Pakistan

### ◇イスラエル、平価切下げを実施

イスラエル政府は11月23日、同国の平価を1米ドル当り7.00イスラエル・ポンドから7.10イスラエル・ポンドに切り下げた(切り下げ率はIMF方式で1.41%)。

同国では、貿易収支赤字に対処して本年6月および9月にもそれぞれ1.96%、9.2%(いずれもIMF方式)の平価切下げを実施した(7、10月「要録」参照)が、依然輸出が不振を続けており、期待したような効果をみていないため、今次措置を実施したものとみられる。

### ◇中東6か国、ペルシヤ湾国際銀行の設立を決定

サウジアラビアなど中東6か国(注1)は、ペルシヤ湾国際銀行(Gulf International Bank)の設立を決定。同銀行の授權資本金は約1億ドル(注2)、本店はバーレーンにおかれ、主たる機能は、これら6か国の余剰資金を海外投資する場合の窓口の役割を果たすことにあるほか、通常の国際商業銀行の業務もあわせ行うこととなっている。なお、開業期日等については未定。この種の合併事業は、ペルシヤ湾岸諸国として初めての試みである。

(注1) バーレーン、サウジアラビア、クウェート、カタール、オマーン、アラブ首長国連邦。

(注2) 資本金調達の方法は、上記6か国が各10.25百万ドルを出資し、残り41.1百万ドルについては、同6か国に所在する民間企業や個人から応募される予定。

## 共産圏諸国

### ◇ポーランド、輸入関税制度の導入を決定

ポーランド政府は10月23日、明年1月1日以降正式に輸入関税制度を導入する旨発表した。

#### 1. 概要

- (1) 輸入関税は1950年ブリュッセル関税品目分類表に基づいて決定する。
- (2) 課税対象品目は約2,100品目。
- (3) 関税率は原材料には最低率を課し、加工程度に応じて税率を高める。
- (4) 同国に最恵国待遇を与えている国の商品に対しては通常の税率よりも33%方低い税率を適用する。
- (5) 国産予定の特定商品の税率は、通常のものより高めに設定する。
- (6) 関税額は同国関税当局が計算し、外国貿易公団が支払う。

#### 2. 背景

同国は従来から、関税法および関税率表を有しているが、外国貿易公団を通じる輸入品には課税せず、ガット加盟(1967年)後もその方針を堅持していた(ガット加盟國中唯一の例外)。しかし同国の対西側貿易収支(注)は、積極的な国内経済開発の推進に伴う輸入の急増から、赤字幅の拡大傾向を強めており、とくに大宗を占めるECおよびスカンジナビア諸国との逆調が目立ち、このため同国はこれら諸国に対して輸入制限措置の撤廃を求めてきた。今回の措置は、直接的には輸入抑制による貿易収支改善をねらったものであるが、同時に同国を差別待遇しているEC諸国等に対する報復措置との見方も少なくない。

(注) ポーランドの対OECD諸国貿易(億ドル、△は赤字)

	72年	73年	74年	75年1～9月(一部推定)
輸 出	15.1	21.3	28.8	23.6

	輸 入	16.8	31.9	45.9	39.9
貿易収支	△	1.7	△10.6	△17.1	△16.3

(資料: OECD, Statistics of Foreign Trade)  
輸出はOECD諸国の輸入(CIF)、輸入はOECDの輸出(FOB)。

### ◇ルーマニア、IMF・世銀借款を取付け

ルーマニア政府は10月3日、IMFから95百万SDR(1.1億ドル相当)のスタンド・バイ・クレジットを取り付けたのに続き11月6日、世銀との間でも60百万ドルの借款協定を締結した。

同国では本年央、大洪水により農業部門をはじめ工場、道路、鉄道等に多大の被害(国民所得の5%程度)を被り、その復旧のため輸入需要が急増している。しかし同国の国際収支は、輸出不振による対西側貿易収支の赤字幅拡大(注1)を主因に大幅悪化をみていることから、上記借入れを行ったもの。なおこれにより、同国のIMF引出し合計額は190百万SDRと同国のクォーター額と同額(注2)に達し、また世銀借入れ累計額(コミットメント・ベース)は3.5億ドルとなった。

(注1) 対OECD諸国貿易収支赤字額(億ドル)

	74年	75年1～6月
	4.7	4.0

(注2) IMFの同国通貨保有高は、クォーター額の175%となる。

### ◇ユーゴスラビア、短期金融市場を創設

ベルグラード商業銀行協会は9月19日、ベルグラードに短期金融市場を開設する旨発表した。

#### 1. 概要

- (1) 主要商業銀行36行が参加して資金プール(monetary pool)を創設する。
- (2) 資金余剰銀行は余資を同プールに放出し、資金不足銀行は同プールから資金を取り入れる。
- (3) 資金の借入れ期間は最長1ヵ月。
- (4) 金利(年率)は取り手12%、出し手10%。
- (5) 同市場の日々の管理調整は、ベルグラード商業銀行協会が責任をもって担当する。

#### 2. 背景

同国では、政府の高度成長政策を映じて企業の資金需要はきわめて旺盛であるが、資本市場が未発達であるため各企業はそれぞれ系列銀行からの借入れに大きく依存しており、この結果各銀行の資金需要の繁閑にはかなりの差があるといわれている。今回の措置は、こうした実情にかんがみ資金の適正配分を通じて資金の効率的利用を促進することをねらいとしたものであるが、同時に国内短期金融市場の不備のため十分機能していない外国為替市場(73年5月開設)の運営円滑化をもねらったものとみる向きもある。

(注) 同国の銀行制度は、ユーゴスラビア国立銀行(中央銀行)、各共和国および自治州における国立銀行(8行)、および市中銀行(商業銀行、投資銀行、貯蓄銀行)から成り立っている。市中銀行は各企業の出資により設立され(資本金の3分の2以上を企業が出資し、各企業は出資額に比例して経営発言権をもつ)、その運営に関して行政機関の統制を受けない点が他の東欧諸国と異なっている。

#### ◇ユーゴスラビア、76年度経済計画案を発表

ユーゴスラビア政府は11月3日、国内経済の安定化と国際収支の改善を主軸とする76年度(暦年)経済計画案を議会に提出した。その概要は次のとおり。

- (1) 工業生産は、前年比5.0~7.5%増(75年計画同7.3%増)とし、とくにエネルギーおよび基礎資材部門の増産に注力する。
- (2) 農業生産は、食糧を中心に増産を図り、本年の不振(小麦生産、前年実績比30.0%減)をばん回する。
- (3) 社会的総生産は、前年比4.5~6.5%増(75年計画6.0%増)とする。なお、これにより新規雇用は2.5~3.0%増加し、失業問題はかなり緩和される。
- (4) 76年の工業製品価格上昇率は、75年の半分以下に抑制する(同75年1~8月の前年同期比上昇率28%)。
- (5) これら目標を実現するため投資の重点を経済部門におき、とくに石炭、石油、鉄鋼等輸入代替産業、電力、農業および観光部門を優先する(経済部門への投資、前年比7.0~9.0%増<前年計画7.1%同>、非経済部門投資6.0~7.8%増)。
- (6) 貿易面では、貿易収支改善のため、輸出促進、輸入抑制を図り、とくに輸入は機械設備(前年比5%増)を除き厳しく抑制する。加えて観光収入・海外送金等貿易外収入の増大により、経常収支赤字幅を10億ドルにとどめる(75年計画12.1、74年実績12.4各億ドルの赤字)。

(注) 対西側貿易赤字(億ドル) 資料: IMF

73年 74年 75年1~9月  
14.7 34.4 26.9

#### ユーゴスラビアの主要経済指標

(前年比増減率・%)

	74年 実績	75年 計画	76年 同
社会的総生産	7.3	6.0	4.5~6.5
工業生産	10.7	7.3	5.0~7.5
農業生産	3.0	2.5	4.0
個人消費	8.0	4.9	2.5~4.5
固定資本投資	9.0	5.8	6.0~9.0
工業製品価格	29.0	18.0	14.0以下
輸出	32.0	8.3	4.0~8.0
輸入	66.0	6.3	1.0~4.0
経常収支赤字(億ドル)	12.4	12.1	10.0

#### ◇ブルガリア、旅行者レートを廃止

ブルガリア国立銀行は11月1日、外国為替レートにつき以下のような措置をとる旨発表、即日実施した。

##### 1. 措置の概要

- (1) レフの非社会主義諸国通貨およびユーゴスラビア通貨との交換レートを公定レートに一本化し、旅行者レートを廃止する。
- (2) 上記公定レートの小幅切上げを実施する。

(例) 旧レート 新レート 切上げ率

1 米ドル(公定レート)	0.97 <sup>レフ</sup>	0.964 <sup>レフ</sup>	0.6%
(旅行者レート)	1.20	0.964	24.5
1 西ドイツマルク(公定レート)	0.376	0.375	0.3
(旅行者レート)	0.4652	0.375	24.1
1,000日本円(公定レート)	3.25	3.19	1.9

##### 2. 背景

本国では、国内経済開発の推進に伴い近年対西側輸入が著伸を示す反面、同輸出は西側景気の停滞を映じて昨年央以降目だたて減退、このため外貨事情は本年に入って一段と悪化していると伝えられる。今回の措置のねらいは、こうした情勢に対処して貿易以外の取引に適用する旅行者レートを大幅に切り上げることにより、外貨収入を増加させることにあるとみられている。なお公定レートの小幅切上げは、西側インフレの高進に伴って上記通貨に対してレフが割安となっていたためとの見方が一般的である。

#### ◇中国、1975年秋季広州交易会を開催

1975年秋季広州交易会は、世界各国から約25千人が参加して、例年どおり10月15日から11月15日まで広州市で開催された。今次交易会の特徴は、中国側に輸出を拡大しようとの強い意欲がうかがわれ、とくに発展途上国へのプラント、医療機器等の売込みが活発であったこと、同国の展示商品に新たに大型コンピューター、カラーテレビカメラなどが加えられたことである。こうした中国の積極的姿勢を映じて、成約高は春を若干上回ったとの見方が多い。

この間、わが国からは前回は大幅に上回る2,900人が参加。輸入面で農水産品が中国側の玉不足から、繊維等の工業製品がわが国の不況を映じて、いずれも成約不調に終わったものの、輸出が鉄鋼、合繊などの市況軟化をながめた中国の大口買付けを中心に持ち直したため、成約高の合計は今春(1.7億ドル前後)をやや上回ったものとみられている。